平成２３年（フ）第１３８４号
広島市西区南観音８丁目５番14―203号
債務者　利田　　智
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３６号
広島市中区舟入川口町17番15―407号
債務者　永戸大三郎
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
香川県丸亀市土器町西６丁目71番地５
債務者　山田　在延
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２号
香川県丸亀市土器町西６丁目71番地５
債務者　山田みさ子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８２５号
福岡県中間市中鶴１丁目９番20号
債務者　池田富美子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８８号
北九州市若松区高須南２丁目１番17―201号
債務者　川本　康弘
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８９号
北九州市若松区高須南２丁目１番17―201号
債務者　川本　初江
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７５号
北九州市門司区中二十町１番23―501号
債務者　清水　早苗
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０２１号
北九州市若松区東二島３丁目５番３―506号
債務者　中倉　未紀
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３７号
福岡県遠賀郡水巻町鯉口２番201号
債務者　上野　公惠
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４１号
北九州市小倉北区高坊２丁目４番25―206号
債務者　末次　正晴
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯５丁目14番75―22号
市営住宅
債務者　下野ヤス子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６１３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目44番23号
債務者　中間　謙司
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６１４号
鹿児島県鹿児島市冷水町６番36号　武島アパート201号
債務者　有村　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
秋田市川元松丘町２番23号
債務者　伊勢　牧子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８号
秋田県北秋田市綴子字前野162番地29、前住所神戸市中央区熊内町５丁目12番１号グリーンハイツ中路301、前々住所兵庫県淡路市浦911―１タニガワハイツＡ棟102号
債務者　山田　彩香
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４０５号
相模原市南区相模大野６―13―10　フラッツユリ203、住民票上の住所相模原市南区東林間４丁目20番２―703号
債務者　浅上　忠弘
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４７号
金沢市錦町１の１番地29、従前の住所石川県能美市緑が丘７丁目107番地
債務者　武　紀代子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
金沢地方裁判所